

(4) 人にやさしいまちづくり条例 質疑応答

問1 岡山県福祉のまちづくり条例(以下「県条例」という。)が制定されているのに、なぜ津山市が同様の条例を制定するのか。

答1 高齢者や障害者等、社会的弱者の方々の自立と社会参加の促進を図るためには、その阻害要因となっている物理的、心理的、情報面などすべてのバリアを取り除いた社会の実現を図る必要がある。

岡山県は平成12年度県条例を施行しているが、バリアフリー社会の実現は、時代のニーズに応えるものであり、津山市としても積極的にその実現を図るために、①まちづくりに関する施策の基本的な事項、②都市施設の整備基準等を定めた、「人にやさしいまちづくり条例」(以下「市条例」という。)を制定し、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって市民の総参加の下に「まちづくり」に取り組むことを宣言するとともに、その積極的な推進を表明したものである。

問2 「建築基準法」、「ハートビル法」、「県条例」及び「市条例」との関係はどう理解すれば良いのか。

答2 これらの法律及び条例は、「すべての人々が建築物を安全に利用できるよう、建築物の構造や設備の整備に関して基準を設けること」を共通の目的としている。

「建築基準法」は、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図ること」を目的としたものであり、「高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる建築物等の整備の促進を図ること」を目的とした「ハートビル法」、「県条例」及び「市条例」とは趣旨が異なる。

また、「ハートビル法」が不特定かつ多数の者が利用する建築物に対象を限定しているのに対して、「県条例」及び「市条例」では「ハートビル法」の対象外の建築物である学校、工場、共同住宅等も対象範囲に含めるとともに整備すべき整備項目も上乗せして設定しており、建築物以外の公共交通機関の施設、道路、公園等、路外駐車場も対象としているとともに、「ハートビル法」では規定していない施設整備の届出等の手続きやソフト面での施策の基本となる事項等についても規定している。

さらに「市条例」では、地域特性を勘案して「県条例」の整備項目に上乗せした整備基準の設定とソフト面の充実を図っている。

問3 県条例との主な違いは何か。

答3 届出(協議)に関するものでは、次のものを追加した。

- ① 工事完了届出後の完了検査の実施
- ② 「道路」を届出(協議)の対象

工事完了後の検査を行うことで施設整備の実施状況を確認するとともに、整備が実施された建築物等の情報提供を推進することを目標としてバリアフリーステッカーの表示を施設管理者へアドバイスすることとし、より現実的なバリアフリーのまちづくりの推進を図ることとした。

また、県条例では規定されてない「道路」を届出(協議)の対象に含め、開発行為等により整備される道路についても計画段階から指導、助言を行うこととした。

また、整備基準においては、都市施設区分を判別しやすいよう変更し、地方都市としての地域状況等を勘案して次のとおり整備項目を見直した。

- ① 都市施設区分の見直し
- ② 駐車施設を設置する場合の車いす用駐車施設の設置割合を100台に1台から50台に1台
- ③ 宿泊施設の客室に洗面所を設ける規定を追加
- ④ 共同住宅と寄宿舎は同等なものとして扱うこととした
- ⑤ 都市施設の区分方法を変更したため、別表第1の備考に注記されている特定都市施設の基準となる「用途面積の合計」にかかる要件を変更

問4 「高齢者、障害者等・・・」に表現を統一にした理由は。

答4 本条例は、高齢者、障害者等の活動を妨げている、様々なバリアを取り除き、自立と社会参加を促進するものであり、そのため、

- ① 施策の基本的な事項

②施設の整備基準

を定めて、バリアフリー社会のまちづくりを、ハード・ソフト両面から総合的に推進することを目的としたものである。

一般市民（健常者）に対する施策については、当然それぞれの部署において事業展開されるもので、この条例では、高齢者や障害者などの社会的弱者の方々に対する施策について特に規定し、バリアフリー社会の実現を図るものであるため、対象者の表現を「高齢者、障害者等」に統一した。

問5 「ハートビル法」及び「県条例」との手続き関係はどうなるのか。

答5 ハートビル法には届出制度がない。しかし、この条例では、一定規模以上の建築物については届出・協議を義務づけ、指導・助言を行いながら住みよいまちづくりの推進を図ることを目的としている。

また、県条例では、市町村が同じ目的の条例を有する場合は当該市町村区域においては県条例のハード面にかかる規定は適用除外となっており、平成14年4月1日からは市条例による手続きが必要となる。

問6 「整備基準」は、すべての都市施設について定められているのか。（第19条関係）

答6 本条例の整備基準の対象となる施設は、すべての都市施設である。

「整備基準」は、都市施設の構造及び設備について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる施設となるよう設定したもので、「ハートビル法」及び「県条例」の基準を基本とし、高齢者、障害者等の意見や地域特性を勘案して設定したものである。

問7 都市施設に該当しない施設はどのようなものがあるのか。（第19条関係）

答7 個人の住宅、倉庫、神社・仏閣の礼拝のための施設などがあげられる。

問8 適合証の交付の意味は何か。（第21条関係）

答8 当該施設が整備基準に適合しているときは、申請に基づき適合証を交付し、適合状況を当該施設の出入口等の見やすい付近に表示することで高齢者、障害者等に対して、トイレ等が利用しやすいものかを判断できるように情報提供するとともに、適合施設の整備促進を目的としている。

問9 なぜ、適合証の交付を事業者の申請にしたのか。（第21条関係）

答9 施設のバリアフリー化については、あくまで事業者の理解と協力により、自主的に取り組んで頂く性格のものである。したがって、適合証の交付についても、事業者の自主的な行為を尊重し、申請主義にした。

なお、適合している施設であれば、適合証の交付の趣旨を理解して頂くとともに、申請についても協力要請を行っていきたい。

問10 すべての事務所、共同住宅を都市施設に含むこととするのか、協議（届出）の対象となる一定規模以上のみを都市施設と考えているのか（第23～31条）

答10 本条例は、事務所及び共同住宅などもその規模に限らず、都市施設として位置づけることとしている。協議を要する規模については、3,000㎡以上とする県（広島県、兵庫県（ただし、共同住宅については兵庫県は51戸という基準））もあるが、「県条例」では、用途面積で3,000㎡以上の事務所、2,000㎡以上の共同住宅を協議（届出）の対象となる施設と定めているため、本市においても「県条例」の基準を基本として特定都市施設の規模を定めた。